

令和4年1月31日
総務部総務課

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

1 改正趣旨

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）（以下「長期優良住宅法」という。）の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅の容積率の特例許可申請手数料を新たに定める必要が生じたため、世田谷区手数料条例の一部を改正する条例を令和4年第1回定例会に提案する。

2 改正内容

（1）改正理由

長期優良住宅法の一部改正に伴い、一定規模以上の敷地面積を有する認定長期優良住宅について、市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可した場合に、容積率制限を緩和する制度が導入されるため、新たに手数料を定める。

（2）改正内容

長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅の容積率の特例許可申請手数料の新設（別表第1の134の2の項）

（3）施行予定日

公布の日

3 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号 別表第1（第2条関係）					○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号 別表第1（第2条関係）				
事務		名称等	額	徴収時期	事務		名称等	額	徴収時期
134の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅の容積率の特例許可申請手数料	160,000円	許可申請のとき。	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
附 則 (施行期日)									
1 この条例は、公布の日から施行する。									